

第八十号議案

仙台市職員退職手当条例の一部を改正する条例

仙台市職員退職手当条例の一部を改正する条例

仙台市職員退職手当条例（昭和二十八年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第四項中「職員が、」を「職員が」に改め、「場合」の下に「又は当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他任命権者が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして任命権者が定める職員が同法第二十条の二に規定する場合に相当するものとして任命権者が定める場合に該当する場合」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第二十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十三項の改正規定及び次項の規定 公布の日

二 第十条の二第十一項第五号の改正規定 令和四年十月一日

2 改正後の仙台市職員退職手当条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第二十三項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の条例第十条の二第四項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の任命権者が定める職員に該当するに至った者について適用する。

理 由

雇用保険法の改正を考慮し退職手当の支給期間の特例を定めることができる場合に職員が退職の日後に事業を開始した等の場合を加えるとともに一定の特定退職者に対する退職手当の給付日数に関する暫定措置を延長する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十一号議案

仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成二十四年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表(一)本市の区域内における工業専用地域の項中「及び」を「、」に改め、「含む区域を除く。」の下に「及び六丁の目元町地区計画の区域に隣接する区域（仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

六丁の目元町地区計画の区域に隣接する工業専用地域における製造業等に係る工場等の緑地面積率等について、工場立地法に基づき公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十二号議案

仙塩広域都市計画事業仙台市荒井土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

仙塩広域都市計画事業仙台市荒井土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「仙台市青葉区国分町三丁目七番一号」を「仙台市青葉区二日町十二番三十四号」に改める。

- 一 仙塩広域都市計画事業仙台市荒井土地区画整理事業施行規程（昭和六十一年仙台市条例第十七号）第六条
- 二 仙塩広域都市計画事業仙台駅東第二土地区画整理事業施行規程（昭和六十二年仙台市条例第百十五号）第六条
- 三 仙塩広域都市計画事業仙台市富沢駅周辺土地区画整理事業施行規程（平成六年仙台市条例第五十三号）第六条
- 四 仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行規程（平成二十六年仙台市条例第一号）第六条

附 則

この条例は、令和四年八月八日から施行する。

理 由

仙台市荒井土地区画整理事業等の事務所の所在地を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十二号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中第十項を第十四項とし、第九項を第十三項とし、第八項を第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 市長は、法第八条第二項において準用する法第五条第六項又は第七項の規定による認定の申請（以下この項及び次項において「既存住宅変更認定申請」という。）をしようとする者から、長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料として、一件につき、次の各号に掲げる当該既存住宅変更認定申請に係る住宅の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- 一 一戸建ての住宅 六万四千六百元
- 二 一戸建ての住宅以外の住宅 当該住宅が属する建築物の当該変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計を第五項第二号に規定する建築物の床面積の合計とみなして同号の規定に準じて算出した額

12 前項の規定にかかわらず、確認書等を添付して既存住宅変更認定申請をしようとする場合における長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該既存住宅変更認定申請に係る住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一戸建ての住宅 一万二千四百元
- 二 一戸建ての住宅以外の住宅 当該住宅が属する建築物の当該変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計を第六項第二号に規定する建築物の床面積の合計とみなして同号の規定に準じて算出した額

第二条の四中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 市長は、法第五条第六項又は第七項の規定による認定の申請（以下この項及び次項において「既存住宅認定申請」という。）をしようとする者から、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料として、一件につき、次の各号に掲げる当該既存住宅認定申請に係る住宅の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- 一 一戸建ての住宅 六万四千六百元
- 二 一戸建ての住宅以外の住宅 次の表の上欄に掲げる当該既存住宅認定申請に係る住宅の属する建築物の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額を当該建築物について同時に行われる既存住宅認定申請の件数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げた額）

建築物の床面積の合計	金額
------------	----

五百平方メートル以内のもの	十五万三千三百円
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二十四万三千三百円
千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	四十七万七千五百円
二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八十五万五千五百円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万七千七百円
一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	二百七十二万三千三百円
二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	三百八十九万三千三百円
三万平方メートルを超えるもの	四百七十六万四千四百円

6 前項の規定にかかわらず、確認書等を添付して既存住宅認定申請をしようとする場合における長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該既存住宅認定申請に係る住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 一万二千四百円

二 一戸建ての住宅以外の住宅 次の表の上欄に掲げる当該既存住宅認定申請に係る住宅の属する建築物の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額を当該建築物について同時に行われる既存住宅認定申請の件数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げた額）

建築物の床面積の合計	金額
五百平方メートル以内のもの	一万千円
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	三万六千五百円
千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	五万九千五百円
二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八万九千四百円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十四万八千五百円
一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	二十三万九千五百円
二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	二十九万三千五百円
三万平方メートルを超えるもの	三十一万三千三百円

第二条の五第四項中「前条第十一項」を「前条第十三項」に改める。

第二条の七第七項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十三項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正を考慮し、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料及び長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十四号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

六丁の目元町地区整備計画 区域	仙台市若林区大和町五丁目，六丁の目元町，伊在字白山地及び蒲町字北谷の各一部
--------------------	---------------------------------------

別表第二「泉パークタウン朝日地区整備計画区域」の項の次に次のように加える。

六丁の目元町地区整備計画区域	商業A地区	ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 寄宿舍，下宿又は長屋 エ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） カ マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの キ 自動車教習所 ク 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 ケ 倉庫業を営む倉庫 コ 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又は店舗，飲食店，展示場，遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分（劇場，映画館，演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては，客席の部分に限る。）の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	2,000平方メートル（都市計画道路3・2・2清水小 路多賀城線及び市道六丁の目元町線に接し，かつ，街区の角にある建築物に接し，かつ，街区の角にある建築物の敷地にあつては，400平方メートル）	すべての道路（都市計画道路3・2・2清水小 路多賀城線及び市道六丁の目元町線に接し，かつ，街区の角にある建築物（自動車に直接燃料を供給するための施設に限る。）の敷地に接する部分を除く。）	2メートル以上
----------------	-------	--	---	--	---------

商業B地区	ア 住宅	1,000平方メートル	すべての道路	2メートル以上
	イ 兼用住宅 ウ 寄宿舍, 下宿又は長屋 エ 神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの オ 工場 (店舗等の内に附設される作業場を除く。) カ マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの キ 自動車教習所 ク 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 ケ 倉庫業を営む倉庫 コ 劇場, 映画館, 演芸場若しくは観覧場又は店舗, 飲食店, 展示場, 遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分 (劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては, 客席の部分に限る。) の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの		商業B地区に存する隣地以外の隣地	4メートル以上
共同住宅地区	ア 住宅	1,000平方メートル	すべての道路	2メートル以上
	イ 兼用住宅 ウ 寄宿舍, 下宿又は長屋 エ 学校 (幼稚園を除く。), 専修学校又は各種学校 オ 神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの カ 工場 (店舗等の内に附設される作業場を除く。) キ 法別表第2 (と) 項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設		共同住宅地区に存する隣地以外の隣地	4メートル以上

	<p>ク ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類するもの</p> <p>ケ マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>コ カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>サ ホテル又は旅館</p> <p>シ 自動車教習所</p> <p>ス 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>セ 倉庫業を営む倉庫</p> <p>ソ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>タ 劇場，映画館，演芸場又は観覧場</p> <p>チ 店舗等その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>ツ 展示場，遊技場その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>テ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場</p>		
--	---	--	--

別表第五京バークタウン朝日地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

六丁の目元町地区整備計画区域	商業A地区	45メートル以下
	商業B地区	45メートル以下
	共同住宅地区	45メートル以下

別表第九京バークタウン朝日地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

六丁の目元町地区整備計画区域	商業A地区	警察官派出所等	第7条
	商業B地区		
	共同住宅地区		

附 則

りの条例は、公布の日から施行する。

理 由

六丁の目元町地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十五号議案

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三十二号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同項第三十二号中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同項第四十六号中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同項第四十七号中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十六号議案

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年仙台市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、公務災害補償を受ける権利を担保に供することができないこととするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十七号議案

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する
条例

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年仙台市条例
第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七
千七百円」に改める。

第九条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と
五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第十条中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改める。

第十三条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三
十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十
七万三千三百円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、
この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施
行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法施行令の改正を考慮し、市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の
使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を改定する
ため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十八号議案

仙台市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業使用料及び手数料条例（昭和六十三年仙台市条例第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ中「五千五百円」を「七千七百円」に改め、同号ロ中「三千三百円」を「五千五百円」に改め、同項第七号イ中「二千七百五十円」を「三千三百円」に改め、同号ロ中「千六百五十円」を「二千九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第二条第一項第六号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の初診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第二条第四号に掲げる初診をいう。以下同じ。）に係る非紹介患者初診加算料について適用し、施行日前の初診に係る非紹介患者初診加算料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二条第一項第七号の規定は、施行日以後の再診（告示第二条第五号に掲げる再診をいう。以下同じ。）に係る再診患者加算料について適用し、施行日前の再診に係る再診患者加算料については、なお従前の例による。

理 由

非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 89 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
白 鳥 二 丁 目 8 号 線	仙台市宮城野区白鳥二丁目361番 1 同 96番11
入 山 1 号 線	仙台市宮城野区岩切字入山50番 1 同 50番27
六 丁 目 南 8 号 線	仙台市若林区六丁目字南 7 番 3 同 96番 1
六 丁 目 南 9 号 線	仙台市若林区六丁目字南 2 番 同 32番 2
六 丁 目 南 10 号 線	仙台市若林区六丁目字南 9 番 同 16番
六 丁 目 南 11 号 線	仙台市若林区六丁目字南37番 同 24番 2
南 揚 場 線	仙台市若林区六丁目字南59番 2 同 荒井字川田14番
上 飯 田 四 丁 目 1 号 線	仙台市若林区上飯田四丁目250番 5 同 250番14
四 郎 丸 昭 和 中 6 号 線	仙台市太白区四郎丸字昭和中55番 3 同 53番 3
中 田 町 境 4 号 線	仙台市太白区中田町字境35番37 同 35番17
茂 庭 中 ノ 瀬 中 6 号 線	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中20番 4 同 22番50
茂 庭 中 ノ 瀬 中 7 号 線	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中22番36 同 22番40
山 田 原 線	仙台市泉区根白石字平林庄司 3 番 1 同 根白石字山田原37番 1

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
吉 成 伊 勢 支 線 41 号 線	仙台市青葉区吉成二丁目32番914 同 32番914

六 丁 目 南 1 号 線	仙台市若林区六丁目字南1番 同 1番
六 丁 目 南 6 号 線	仙台市若林区六丁目字南94番1 同 96番1
南 揚 場 線	仙台市若林区六丁目字南23番1 同 荒井字川田14番

第 90 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

- 1 令和4年度仙台市一般会計補正予算（第1号）
- 2 令和4年度仙台市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度仙台市一般会計補正予算（第2号）

1 令和4年度仙台市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度仙台市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,551,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ595,444,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

令和4年4月20日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		114,990,025	631,600	115,621,625
	1 国庫負担金	84,202,614	311,000	84,513,614
	2 国庫補助金	30,410,894	320,600	30,731,494
20 県支出金		29,531,505	401,800	29,933,305
	2 県補助金	6,253,638	401,800	6,655,438
23 繰入金		43,001,098	69,785	43,070,883
	2 基金繰入金	42,885,954	69,785	42,955,739
26 市債		60,644,100	1,448,100	62,092,200
	1 市債	60,644,100	1,448,100	62,092,200
歳入合計		592,893,000	2,551,285	595,444,285

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経費		32,144,973	471,585	32,616,558
	1 商工費	30,053,236	471,585	30,524,821
11 災害復旧費		1,013,324	2,079,700	3,093,024
	1 災害復旧費	1,013,324	2,079,700	3,093,024
歳出合計		592,893,000	2,551,285	595,444,285

第2表

市 債 補 正

起債の目的	限 度		額 計	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額				
環 境 施 設 災 害 復 旧 費	千円 100,000	千円 95,000	千円 195,000	普通貸借又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）に よる。証券発 行の場合の発 行価格は、額 面100円につ き98円以上と する。	% 9.0以内 （ただし、利率見直 し方式で借り入れる 公的資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率）	起債年度から据置期 間を含め30年以内 に元利均等その他の 方法により償還す る。ただし、融通条 件又は財政の都合に より、償還年限を短 縮し、又は借り換え ることができる。
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	300,000	638,800	938,800	同 上	同 上	同 上
教 育 施 設 災 害 復 旧 費	113,300	266,800	380,100	同 上	同 上	同 上
庁 舎 等 災 害 復 旧 費	100,000	394,400	494,400	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 災 害 復 旧 費		53,100	53,100	同 上	同 上	同 上
合 計	60,644,100	1,448,100	62,092,200			

2 令和4年度仙台市中央卸売市場事業特別会計 補正予算(第1号)

令和4年度仙台市の中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,066,964千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

令和4年4月20日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 市債		582,700	12,300	595,000
	1 市債	582,700	12,300	595,000
歳入合計		3,054,664	12,300	3,066,964

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		2,086,570	12,300	2,098,870
	2 災害復旧費	0	12,300	12,300
歳出合計		3,054,664	12,300	3,066,964

第2表

市 債 補 正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	額 計			
災 害 復 旧 費	千円	千円	千円	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	% 9.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
合 計	582,700	12,300	595,000			

3 令和4年度仙台市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度仙台市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,558,532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600,002,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月26日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		115,621,625	4,558,532	120,180,157
	2 国庫補助金	30,731,494	4,558,532	35,290,026
歳入合計		595,444,285	4,558,532	600,002,817

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 健康福祉費		235,223,426	4,558,532	239,781,958
	1 健康福祉費	13,424,724	3,452,332	16,877,056
	4 児童保健福祉費	91,396,536	1,106,200	92,502,736
歳出合計		595,444,285	4,558,532	600,002,817

第 91 号議案

仙台市資産等公開審査会の委員の委嘱に関する件

仙台市資産等公開審査会の委員金谷吉成，中林暁生，丸山水穂，成田由加里及び橋浦佳子は令和 4 年 6 月 30 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に委嘱することにつき，仙台市資産等公開審査会条例第 4 条第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，金谷吉成，中林暁生，皆川潤，成田由加里及び橋浦佳子